

一関地区広域行政組合監査委員条例

平成18年6月6日

一関地区広域行政組合条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第200条第2項及び第202条の規定に基づき、一関地区広域行政組合監査委員（以下「監査委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期監査)

第2条 監査委員は、定期の監査を行うときは、その期日及び要領をあらかじめ関係機関に通知しなければならない。

(現金出納の検査)

第3条 現金出納の検査の日は、毎月25日とする。ただし、これにより難しい場合は、その都度監査委員が別の日を指定することができる。

(公表及び告示)

第4条 法令の規定に基づく公表及び告示については、一関地区広域行政組合公告式条例（平成18年一関地区広域行政組合条例第2号）の規定を準用する。

(事務局)

第5条 監査委員の事務を処理するため、監査委員事務局を置く。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、監査に関し必要な事項は、監査委員が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。